

橋本市条例第 40 号

橋本市病院事業管理者の給料その他の給与条例の一部を改正する条例を、
別紙のとおり公布する。

令和 7 年 12 月 15 日

橋本市長 平木哲郎

橋本市病院事業管理者の給料その他の給与条例の一部を改正する条例

(橋本市病院事業管理者の給料その他の給与条例の一部改正)

第1条 橋本市病院事業管理者の給料その他の給与条例(平成18年橋本市条例第217号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(給与等)</p> <p>第2条 略</p> <p>第3条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 給料の支給及びその他の給与については、橋本市特別職給与条例(平成18年橋本市条例第59号)の規定を準用する。この場合において、同条例第3条第2項及び第3項中「市長及び副市長」とあるのは「管理者」と、同条第2項中「<u>100分の235</u>」とあるのは「100分の225」と読み替えるものとする。</p> <p>第4条・第5条 略</p>	<p>(給与等)</p> <p>第2条 略</p> <p>第3条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 給料の支給及びその他の給与については、橋本市特別職給与条例(平成18年橋本市条例第59号)の規定を準用する。この場合において、同条例第3条第2項及び第3項中「市長及び副市長」とあるのは「管理者」と、同条第2項中「<u>100分の230</u>」とあるのは「100分の225」と読み替えるものとする。</p> <p>第4条・第5条 略</p>

第2条 橋本市病院事業管理者の給料その他の給与条例の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(給与等)</p> <p>第2条 略</p> <p>第3条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 給料の支給及びその他の給与については、橋本市特別職給与条例(平成18年橋本市条例第59号)の規定を準用する。この場合において、同条例第3条第2項及び第3項中「市長及び副市長」とあるのは「管理者」と、同条第2項中「<u>100分の232.5</u>」とあるのは「100分の225」と読み替えるものとする。</p>	<p>(給与等)</p> <p>第2条 略</p> <p>第3条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 給料の支給及びその他の給与については、橋本市特別職給与条例(平成18年橋本市条例第59号)の規定を準用する。この場合において、同条例第3条第2項及び第3項中「市長及び副市長」とあるのは「管理者」と、同条第2項中「<u>100分の235</u>」とあるのは「100分の225」と読み替えるものとする。</p>

み替えるものとする。
第4条・第5条 略

替えるものとする。
第4条・第5条 略

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。